

平成22年12月定例会 採択・全会一致

議案第10号

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成22年12月13日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 七 海 喜 久 雄

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

平成18年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立した。

このため、ごみ排出量は高止まりのまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態である。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち大部分が製品価格に内部化されていないことにある。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっている。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められている。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入りの飲料水の調達を禁止」する自治体が登場している。

わが国においても、一日も早く持続可能な社会へ転換するための施策を講じなければならない。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化すること。
- 2 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のような様々な制度を法制化すること。
 - (1) レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止し、リユース容器の普及を促す。
 - (2) リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も、容器包装リサイクル法の対象に加える。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

郡山市議会